家庭用空調契約選択約款

1. 適 用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社の一般ガス供給約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、一般ガス供給約款の変更に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が一般ガス供給約款のみを変更する場合は、一般ガス供給約款の規定によります。

3. 用語の定義

- (1)「家庭用空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器をいいます。
- (2)「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務 に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事 務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合 している住宅をいいます。
- (3)「その他期」とは4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月間をいい、「冬期」とは12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (4)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (6)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。
- (7)「工事約款」・・・当社が維持及び運用する導管によりお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事の条件等を当社が定めたものをいいます。

4. 適用条件

家庭用空調機器を専用住宅または併用住宅で使用する需要で、1需要場所におけるガスメーターの能力(工事約款 8(5)の規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのメーターの能力の合計とします。)が16立方メートル毎時以下であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は、次のとおりといたします。
 - ① 契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日から、その日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下同じ。)の末日までといたします。ただし、契約成立日がガスの使用開始日(以下「使用開始日」といいます。)以前の場合は、使用開始日から、その日が属する年度の末日までといたします。
 - ② 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、この選択約款に基づく契約は、契約満了日が属する年度の末日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。この場合、当社は、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に解約、または一般ガス供給約款への変更をしたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款(小型空調契約、空調夏期契約、または家庭用調理・温水・暖房契約)による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約日、または一般ガス供給約款の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約、または一般ガス 供給約款への変更の場合はこの限りではありません((4)において同じ)。

- (5) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされているお客さまで、その契約の契約期間 満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないこ とがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款にもとづく他の契約、他の選択約款(小型空調契約、空調夏期契約、または家庭用調理・温水・暖房契約)にもとづく他の契約または一般ガス供給約款にもとづく他の契約の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による使用の申し込みを承諾しないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款にもとづく契約の料金を、一般ガス供給約款 に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般ガス供給約款の申し込 みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して25日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、支払っていただきます。早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日

でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)
 - =基準単位料金+0.081円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)
 - =基準単位料金-0.081円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

(備 考)

といたします。

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。 (2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおり

- ① 基準平均原料価格 (トン当たり)
 - 83,350円
- ② 平均原料価格 (トン当たり)

別表 1 (2) に定められた各 3ヶ月間における通関統計の数量および価額から算定したトン当たり LNG平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)およびトンあたり LPG平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

= トン当たり L N G 平均価格×0.9576+トン当たり L P G 平均価格×0.0466

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額 といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき原料価格変動額=基準平均原料価格ー平均原料価格

9. 設置確認について

- (1) 当社は、家庭用空調機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用空調機器を取り外すなど、4に定める適用条件を適さなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものといたします。

10. その他

この選択約款に定めのない事項については、一般ガス供給約款ならびに双方の協議によるものといたします。

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率8パーセントとし、本選択約款の変更前の家庭用空調契約選択約款にもとづき料金を算定するものといたします。

(別 表)

- 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の 算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整 単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整 単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整 単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整

単位料金を適用いたします。

- (3) 調整単位料金を算定しなかった場合、冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期の基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷ (1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷ (1+消費税率)

2. 料金表

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき

(2) 基準単位料金

	冬期	その他期
1立方メートルにつき	144.71円	131.81円

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。